

## 公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内  
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

### 日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和5年6月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: June 22 Meeting  
~ Report on cases in which national courts annulled  
or refused enforcement of arbitral awards ~ Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）

TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。Zoomリンク送付の都合上、令和5年6月19日（月）までに参加申込みをお願い致します。

#### 記

仲裁判断について取消し／執行拒絶の判断がなされた裁判例について

（会員対象行事）

日 時：令和5年6月22日（木）18:15～20:00

（通常よりも15分後ろ倒しの開始となります）

場 所：Zoom+会場（弁護士会館1401会議室）でのハイブリッド形式での開催

※以下のリンクからご登録いただいた方全員に、Zoomのリンクをお送りいたします。

※会場での参加人数を事前に把握させていただくため、会場でのご参加を希望される場合は、以下のリンクからご登録いただく際に、「会場での参加を希望する。」を選択ください。

報告者：小川 和茂先生（一般社団法人日本国際紛争解決センター 事務局次長 / 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 専門員）

内 容：仲裁判断は任意に履行されることが多いといわれ、また、ニューヨーク条約によって仲裁判断の執行も容易に行われることが仲裁利用のメリットであるといわれている。しかし、仲裁判断取消申立てがなされることや仲裁判断の執行申立ての際に執行拒絶事由の存在を主張することが、仲裁判断が不利益に援用される当事者よりなされることも増えてきている。この報告では、仲裁判断取消あるいは執行拒絶の判断がなされた諸外国の裁判例の動向について検討する。

Zoomリンク送付の都合上、参加申し込みは、

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScbDFGGI0RwEKh3\\_Pfvja7-zQs3tlbf7CrJEqPwV CXYujePzQ/viewform?usp=sf\\_link](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScbDFGGI0RwEKh3_Pfvja7-zQs3tlbf7CrJEqPwV CXYujePzQ/viewform?usp=sf_link)

において令和5年6月19日（月）までにご登録をお願いします。上記サイトにご登録いただいたメールアドレス宛に Zoom リンクを送付いたします。

また、上記サイトへの登録にご支障がある場合には、FAX によるお申込みも可能です。FAX にてお申込みされる場合には、以下にご記載の上、日本仲裁人協会事務局宛に令和5年6月19日（月）までにお送りください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9851) 令和5年6月22日（木）の研究会に出席します。		
ご芳名：	ご所属等：	ウェビナーリンク送付用メールアドレス（読み間違いを起こさないよう誤りが生じやすい文字については読み仮名をご記載ください（「O」について「オー」、「0」について「ゼロ」等））。：

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報（氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX 番号・Email アドレス等）に変更のある方は、当会事務局（電話番号：03-3580-9870 FAX 番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。